

茅ヶ崎市電子納品運用ガイドライン

令和8年10月

茅ヶ崎市

茅ヶ崎市電子納品運用ガイドライン

1. 適用する事業

本ガイドラインは、茅ヶ崎市が発注する工事及び設計委託等の成果品を電子納品する場合に適用します。

2. 適用する基準類

(1) 土木工事

電子納品運用ガイドライン<工事編>【土木工事版】(神奈川県県土整備局)を準用します。

(2) 土木委託業務

電子納品運用ガイドライン<土木委託業務等編>(神奈川県県土整備局)を準用します。

(3) 建築工事

電子納品運用ガイドライン<工事編>【建築工事版】(神奈川県県土整備局)を準用します。

(4) 建築委託業務

電子納品運用ガイドライン<建築委託業務編>(神奈川県県土整備局)を準用します。

3. 留意事項

(1) 準用するガイドラインは最新版を用います。

(2) 電子納品保管管理システムへの登録は適用しません。

(3) 図面ファイル形式は、PDF形式およびオリジナル形式を基本とします。

4. 適用する時期

令和8年10月1日以降から適用する。